

茨城県新分野進出等支援融資のご案内

茨城県では、新型コロナウイルス感染症の経済的影響が長期化する中であっても、新たな事業分野への進出に意欲的に挑戦する中小企業者の資金繰りを支援するため、事業計画の実施に必要な資金を融資します。

融資の概要

<融資対象者抜粋>

県内に事業所を有し、原則として引き続き1年以上事業を営んでいる中小企業者で、次のいずれかに該当する者

- (1) 現在行っている事業を継続しながら新たな事業（日本標準産業分類の細分類で異なる事業）へ進出する者
- (2) 商品の販売又は役務の提供について新たな方法を導入することにより、新たな市場への進出又は現在の市場の維持拡大を行う者
- (3) いばらき成長産業振興協議会の会員であって、成長産業分野に係る事業を行う者
- (4) 中小企業等経営強化法に基づく「経営力向上計画」について国の認定を受けて経営力向上を行い、又は同法に基づく「経営革新計画」について県の承認を受けて経営革新を行う者
- (5) 生産性向上特別措置法に基づく「先端設備等導入計画」について市町村の認定を受けて先端設備等の導入を行う者
- (6) 公的助成を受けて技術開発を行い事業化する者

<融資条件>

資金の区分	設備資金	運転資金	
融資限度額	1億円	3,000万円	
融資期間（据置期間）	10年以内（2年以内）	5年以内（1年以内）	
融資利率	信用保証	融資期間	融資利率（年利）
	信用保証付き	3年以内	1.3%
		3年超 5年以内	1.4%
		5年超 7年以内	1.5%
信用保証なし	7年超 10年以内	1.6%	
	3年以内	1.8%	
	3年超 5年以内	1.9%	
	5年超 7年以内	2.0%	
	7年超 10年以内	2.1%	
利子補給	3年間 10/10 補給（※1）		
信用保証料率	信用保証を付す場合は 0.45%～1.90%（※2）		
信用保証料の補助	1/2 補助（※1）		
資金用途	事業計画の実施に必要な資金		

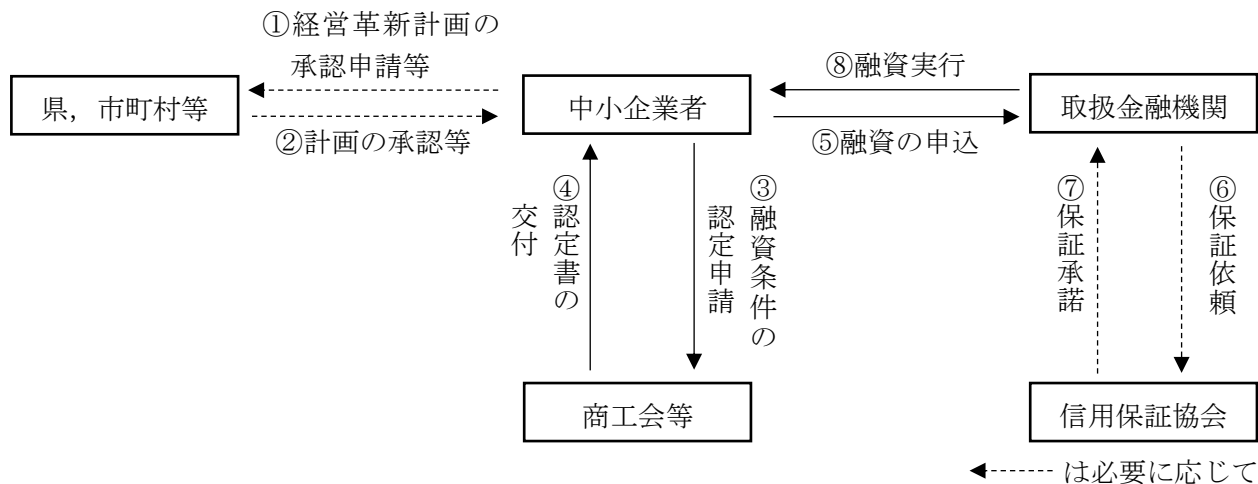
（※1）次に該当する場合は、利子補給及び信用保証料補助の対象外となります。

- ・過去に新分野進出等支援融資で借り入れた資金の返済のためにこの融資を利用する場合
- ・小規模企業支援融資（新分野進出等支援分）を利用する場合

（※2）茨城県信用保証協会において上記の信用保証料率から10%割引をします。

融資の流れ

融資の具体的なご相談は、お近くの商工会等へ
融資に当たっては、取扱金融機関及び信用保証協会の審査があり、商工会等の認定を受けてもご希望に添えない場合があります。



取扱金融機関

常陽銀行・筑波銀行・足利銀行・武蔵野銀行・東邦銀行・千葉銀行・東日本銀行・
栃木銀行・福島銀行・結城信用金庫・水戸信用金庫・佐原信用金庫・銚子信用金庫・
烏山信用金庫・茨城県信用組合・横浜幸銀信用組合・ハナ信用組合・
商工組合中央金庫・三菱UFJ銀行・みずほ銀行・りそな銀行・三井住友銀行

取扱期間

令和3年3月31日融資実行分まで ※ただし、予算の上限に達し次第終了

お問合せ先

茨城県産業戦略部産業政策課金融グループ
茨城県水戸市笠原町 978 番 6
TEL 029-301-3530

令和2年8月作成